

# バス路線の退出等意向申出制度について

## 1 概要

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）は、路線の休廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その6ヶ月前（旅客利便を阻害しない場合は30日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

ただし、路線の休廃止に当たり、**地域住民の生活に影響を及ぼす場合には、神奈川県副知事を会長とする「神奈川県生活交通確保対策地域協議会」（以下「地域協議会」という。）への協議事項**となり、路線の休廃止を予定しているバス事業者は、**路線の休廃止の届出に先立って、地域協議会へ路線の退出等の意向を申し出る必要がある。**

この**協議結果に応じて、バス事業者として対応を決定**し、国土交通大臣へ路線の休廃止の届出等を行う（地域協議会での協議が調った場合には、30日前の届出で可）。

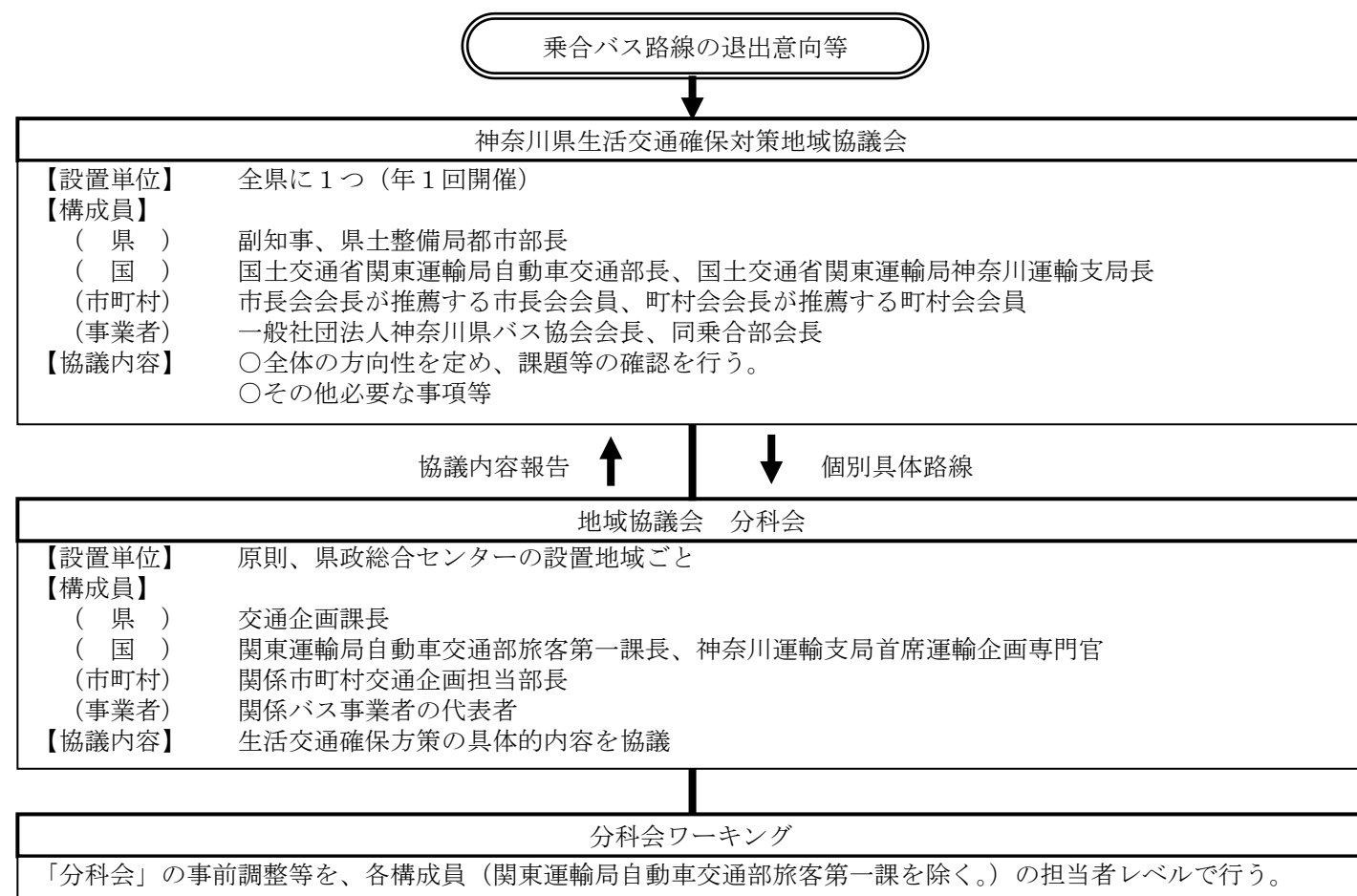
<一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止に係る旅客の利便を阻害しない場合の例（平成14年1月31日関東運輸局長公示）>

- (1) 付替路線（停留所の位置の変更がないもの及び位置の変更が300m以内のものに限る。）の開設に伴う路線の休止又は廃止の場合
- (2) 休止又は廃止する区間が300m以内である場合（当該区間に係る運行系統に関し、過去1年間に3回以上本号に基づく路線の休止又は廃止がない場合に限る。）
- (3) 休止又は廃止する区間に**並行路線（鉄軌道及び道路運送法施行規則第49条第1項第1号の「市町村運営有償運送」によるものを含む。）があり、休止又は廃止する区間内における全ての停留所から300m以内に当該並行路線の駅又は停留所が存在する場合**など

## 2 生活交通確保に関する協議体制

■**全県対象の地域協議会では、原則として個別路線の具体的な協議は行わず、協議を進めるに当たっての基本方針等について協議**を行う。

■**個別路線の具体的な対策は必要に応じて設置される分科会において協議**することとし、**分科会での協議をもって地域協議会での協議とする。**（なお、地域協議会には、分科会での協議結果を報告する。）



## 3 地域協議会に係る手続きフロー

- (1) **バス事業者（川崎市交通局・川崎鶴見臨港バス）が地域協議会へ路線退出の意向を申出**  
 （申出事由：**プレーメン通り・オズ通りは狭隘路であり、通行者への安全確保等のため、プレーメン通り・オズ通り経由路線の経路を変更する。**）  
 ※ プレーメン通り等に設置された停留所のうち、木月一丁目停留所は半径300m以内に代替停留所が無いことから、同協議会での協議が必要
- (2) 路線退出意向申出に関する協議を行うため、**地域協議会に分科会を設置**
- (3) **川崎市（まちづくり局）が、本事案に対する「川崎市の考え方」を検討するため、住民説明会を開催し、意見募集等を実施**
- (4) **川崎市（まちづくり局）が、事業者や地域住民の意見等を基に「川崎市の考え方」を決定**
- (5) 「川崎市の考え方」等を踏まえ、**分科会で協議を行い、地域協議会において方向性を最終決定**
- (6) 地域協議会での**協議結果に応じて、バス事業者としての対応を決定**

